

毎週火、
昭和四年
金曜日發行（但休日に当るときは翌日）
四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三十七号

次の土地は、その公用を廢止する。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事 遠藤茂

一 岩美郡米里村大字中大路字長砂一の一番地先から
同所大字東大路字塚の前七四番地先まで二二反十歩
(関係図面は土木部管理課に保管)

- ◆ 告示
- 土地の公用廢止
- 建築代理業者の登録
- 保険医の指定
- 保険医の異動
- 保安林の解除予定
- 失業保険法の適用除外
- 道路の位置の指定
- 炭々の発生

昭和三十年度森林区実施計画の決定
通信地図の修正測量の終了

- ◆ 教委告示
- 鳥取県立鳥取ろう学校等の位置の変更
則第十九号中訂正
- ◆ 正誤

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

鳥取県告示第三十八号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

市郡一町村一 大字一 字一 地一 番
西伯 大山 大山 大山
林班 有林一〇三
林班 木小班

鳥取県告示第四十一号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十年一月十五日

鳥取県知事 遠藤茂

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事	遠藤茂
診療科名	異動年月日
名稱	氏名
所	地
在	地
疗	異動
所	事由
治療	事由

鳥取県告示第四十一号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十年一月二十五日

所	在	場	所	全	面	積	解除予定面	解除の理由	申請者
市	郡	町村	大字	字	地	番	台帳	実測	(実測)
西伯	大山	大山	大山	国有林	一〇三		四九、〇三〇五	町	道路敷地として 必要を認る
林班	本	へ	小班				五一〇三	近藤	大阪管林局長 助

鳥取縣告示第三十九號

海長保険法（昭和十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和三十一年一月二十五日

通鑑

登録番号	登録年月日	本 籍	現 住 所	事務所々在地名称	業務管理 者
三〇六	三〇、一、二五	倉吉市境町二丁目九八六番地	浜崎建築事務所	二級建築士 浜崎松太郎	
"	"	二一五ノ二番地	浜崎松太郎		
内科、小兒科	宮川 医院	東伯郡大誠村瀬戸	宮川 英子	昭和三十年一月一日	
外科、内科	大谷 医院	八頭郡若桜町大字若桜一九四	大谷 明	昭和二十九年十二月二十日	
内科、小兒科	秋山 診療所	氣高郡逢坂村大字郡家二〇八	秋山 幸雄	昭和三十年一月八日	
"	中山 医院	鳥取市茶町九	中山 炯逸	"	一月十二日

鳥取県告示第四十二号
失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により、失業保険法の適用を除外される者は次のとおりである。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四十四号

次のように炭そが発生したので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の規定により公示する。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

二 発生場所

東伯郡赤崎町 鳥取県種畜場

一 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患 畜 炭そ 一 頭

鳥取県告示第四十三号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）に準じ退職手当を支給される者

町 名 適用年月日
境 港町 昭和二十九年八月十日

次に掲げる町に雇用される者であつて、國家公務員等

一 申請人の住所 鳥取市良田部落
所 氏名 代表者 橋本清市
二 指定場所 鳥取市良田村土居四一三番一、四
三 道路の延長 四八・二三メートル
四 道路の巾員 一・〇〇メートル
五 国面省署

一五番地

三 発生年月日

昭和三十年一月十七日

鳥取県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八条第六項の規定による昭和三十年度森林区実施計画を次の場所において公表する。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

鳥取県立鳥取ろう学校、及び鳥取県立鳥取盲学校の位置をそれぞれ次のように変更した。

昭和三十年一月二十五日

鳥取県教育委員会

学 校 名 新位置 旧位置 変更年月日

鳥取県立鳥取ろう学校 鳥取市立川 湯所町 昭和二十八

町五丁目

鳥取県立鳥取盲学校 昭和二十九年七月一日
昭和二十九年六月八日

3 鳥取県庁

鳥取県告示第四十六号

昭和二十九年度第三、四半期分の通信地図の修正測量を期間内に完了した旨、鳥郵政局長から通知を受けた。

昭和三十年一月二十五日

正 誤

昭和二十九年十二月二十四日鳥取県人事委員会規則第十号中誤植があるので次のとおり訂正する。

昭和30年1月25日 火曜日 取 県 公 報

合計	キロメートル	円
打切額		円
差引支給額		円

上記の通り旅費を請求します 昭和 年 月 日 備考
上記の金額を領收しました 昭和 年 月 日

氏名 (印)

備考
(1) 本様式は、便送に定め不用の文字は抹消して使用すること。
(2) 鉄道費、船賃の欄中その他の欄、食事料の欄に限つては省略することができる。

合計	キロメートル	円
打切額		円
差引支給額		円

上記の通り旅費を請求します 昭和 年 月 日 備考
上記の金額を領收しました 昭和 年 月 日

氏名 (印)

備考
(1) 本様式は、便送に定め不用の文字は抹消して使用すること。
(2) 鉄道費、船賃の欄中その他の欄に限つては、省略することができる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金 発行者 鳥取縣鳥取市東町 取 県 公 報
印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣印 刷 所